令和８年度　有田市住宅リフォーム工事費補助事業

有田市では、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいづくりの一環として、市内工事業者を活用しリフォーム工事をされる方に対し、その経費の一部を補助する制度を実施します。

最大20万円の補助が受けられます！（75名程度）

補助対象工事費（消費税を除く）の20％【上限20万円】

※「補助金交付申請書類」がない場合、受付けできませんのでご注意ください。

申請受付日時　：　6月7日（日）　午前10時　（受付番号のくじ引き）
申請受付場所　：　有田市消防本部　5階　多目的会議室

重要

申請受付の初日のみ、午前10時に受付場所において受付番号のくじ引きを行います。
午前10時までに、ご入室されない場合は、くじ引き後の最後尾となりますので、ご注意ください。
※　午前10時以降の抽選後の最後尾へのご入室は、午前11時までとさせていただきます。

午前10時までに受付場所へ入室 ➡ 入室順に着席 ➡ 着席順にくじ引き実施 ➡ くじ番号順に再着席 ➡ くじ番号順に申請受付 ➡ 予算額に達した時点で受付終了

- 令和7年度までに有田市木造住宅耐震診断を受けられた方で、令和8年度に住宅耐震改修事業を実施される方は、本補助金制度を優先して受付けます。（最大5件、受付期間：4月13日（月）～5月29日（金））
- 過去に本補助制度を受けてリフォーム工事を行った住宅は補助対象外です。
（判明した場合は、補助金を取り消します。）
- 申請書のみの提出など明らかに書類に不備がある場合や、工事業者による申請は受付けしません。
- 受付当日に提出していただく申請書類につきましては、事前の確認もさせていただいています。
お気軽にお問い合せください。
- 本補助制度は、予算額に達した時点で受付けは終了となりますので、ご了承ください。
（受付初日で終了する場合があります。最後の申請者は、予算の範囲内での補助金額となります。）
（終了次第、ホームページに掲載いたします。）
- 予算に残額があれば、6月8日（月）以降【土日祝除く】午前8時30分から午後5時15分まで、有田市役所庁舎3階 都市整備課 公共建築係 で受付けいたします。※交付申請書提出順です。

◇補助対象者◇

次に掲げる条件を全て満たす方が申請できます。

○ 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
○ 持ち家住宅の場合、所有者もしくはその親族。
○ 借家等の場合、賃借を受けている方もしくはその親族。
○ ご家族を含め、暴力団員等でない方。
※ ここでの「親族」とは、配偶者並びに一親等内の血族及び姻族とします。
※ 所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

◇補助対象工事◇

次に掲げる全てを満たす工事

○ 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者と契約し、工事を実施すること。
○ 補助対象となる工事費（消費税を除く）が10万円以上であること。
○ 補助金の交付決定後に契約、着工し、令和9年2月26日までに工事完了報告書の提出ができる工事であること。
※市が実施する「高齢者居宅改修補助事業」「住宅耐震改修事業」など他の補助制度利用の場合は、その対象額を補助対象工事費から除きます。

◇補助率・補助限度額◇

○ **補助対象工事に要した費用（消費税を除く）の20%に相当する額で上限は20万円です。**
（千円未満の端数は切捨てとします。）

◇補助対象住宅◇

○ **市内の住宅**
店舗等併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象。
○ **市内マンション、集合住宅、借家**
マンション、集合住宅は専有部分とし、所有者の同意が必要です。
○ **継続的に居住する住宅**

◇その他◇

○ **補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助対象となりません。**
○ **補助金の交付申請は、一戸の住宅につき1回限りです。**

◇申請等に必要な書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】
《添付書類》
1　住宅の位置図
2　リフォーム工事の見積書の写し(内訳明細付き)
3　リフォーム工事着工前の現況を明らかにする写真
4　リフォーム工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明示)
5　施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
6　申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合は同意書
7　評価証明及び戸籍の請求並びに市税の滞納調査に係る同意書
8　債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です。)
9　暴力団排除誓約書
10　その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第5号】
《添付書類》
1　工事契約書又は請け書の写し
2　工事代金請求明細書及び領収書の写し
3　工事写真(施工中・完成後)
4　その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

① 有田市高齢者居宅改修補助事業 (介護保険係)
② 有田市住宅耐震改修事業 (公共建築係)
③ 有田市移住推進空き家活用補助事業 (まちづくり係)
④ 有田市援農者宿舎改修費補助事業 (みかん農政係)
⑤ その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

◇補助対象工事等の一例◇

凡例) ○:補助対象　×:補助対象外　△:条件により補助対象

対象	リフォーム等の内容
○	瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理
○	外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事
○	床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消
○	システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台、エコキュートなどの設置工事
○	天井、壁、床の断熱、防音工事
○	サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
○	間取り変更工事
○	襖、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事
○	造り付け家具の新設、補修
○	住宅リフォームに伴う電気設備工事 照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など
○	住宅リフォームに伴う機械設備工事 配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など
×	新築、増築、改築、解体工事
×	住居部分以外の工事 店舗、事務所、車庫、物置、ウッドデッキ、カーポートなど
×	外構工事 門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など
×	耐震改修工事 有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい。
×	合併浄化槽工事 有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい。
×	造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など
×	家電製品購入及び備品 冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など
×	リフォーム以外の工事など シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事 アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など
△	その他 (個別審査による)

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

◇補助事業申請の流れ◇

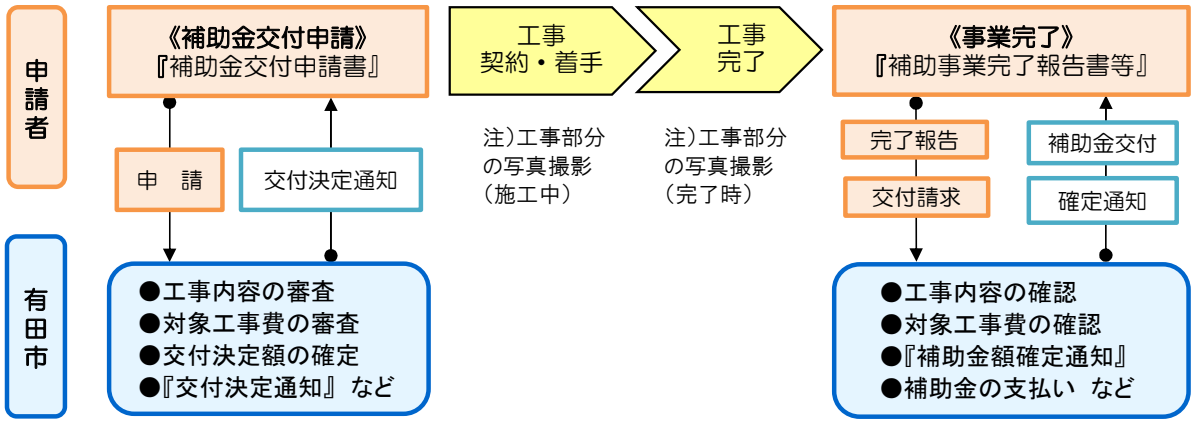

★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

＜申込先・お問合せ先＞
有田市役所 建設部 都市整備課 公共建築係(有田市役所3階)
住　　所：有田市箕島50番地
電話番号：0737－22－3619(直通)
「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。
https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001033.html
「申請書」は、市役所3階都市整備課でも配布しています。